

外貨普通預金規約

第1条 口座開設等

1. 当行の外貨普通預金（以下、「この預金」という）の口座は、当行所定の取扱時間中において、当行の円普通預金口座をお持ちのお客さま一人につき当行所定の外国通貨ごとに1口座のみ開設することができます。
2. この預金のお取引は、お客さまが本規約を承諾のうえ、当行が認めた場合に行えるものとします。
3. 満18歳未満のお客さまはこの預金のお取引はできません。

第2条 取引方法

この預金は、パーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下、総称して「ネットワーク端末」という。）を利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

第3条 預金の預入れ

1. この預金の預入れ通貨は、当行所定の外国通貨のみとします。
2. この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限りです。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人、保険会社、証券会社またはFX会社からの振込金に限りです。）の受入れによるものとします。
3. この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。

第4条 証券類の受入れ

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第5条 預金の払戻し

この預金の払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。）は、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座への振替、または同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限りです。）への振替によるものとします。

第6条 適用外国為替相場

1. 通貨の換算を伴うこの預金の預入れまたは払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻し

を含みます。)の際、その換算に適用する外国為替相場は、当行所定の相場(以下、「換算レート」という)とし、当行は、所定の時間に換算レートを更新します。

2. 換算レートには、当行所定の為替手数料が含まれます。

第7条 取扱時間

1. この預金口座に係るバンキングサービスの取扱時間は、原則として、auじぶん銀行取引規約第7条に規定する取扱時間とします。ただし、以下の各号に定める取引については、当行所定の取扱時間に限るものとします。
 - (1) 円普通預金からこの預金への預入れ
 - (2) この預金から円普通預金への払戻し(この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。)
 - (3) 前各号のほか通貨の換算を伴う取引
2. 前項ただし書きにかかわらず、外国為替市場の動向や当該通貨を発行する政府の通貨政策の変更等により、これに伴う流動性の低下等を勘案して、当行所定の取扱時間内であっても、当行の判断により、前項各号に定める取引を停止することがあります。

第8条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1補助通貨単位(ウォンは1通貨単位)以上について付利単位を1補助通貨単位(ウォンは1通貨単位)として、当行所定の外貨普通預金利率によって計算のうえ、毎年1月と7月の第2土曜日の直後の金融機関営業日(土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。)にこの預金に組入れます。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。
2. 利息の計算は、1年を365日とする日割り計算とします(1補助通貨単位(ウォンは1通貨単位)未満切捨て)。
3. 第1項の利率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。

第9条 解約

この預金を解約するときは、ネットワーク端末を利用する方法またはその他当行の指定する方法により申し出てください。

第10条 取引の停止等

1. 当行は、金融商品取引法、銀行法その他の法令上の要請に基づき、この預金口座をお持ちのお客さまに対して、当行所定の契約締結前交付書面兼外貨預金等書面(以下、「事前交付書面」という)を電磁的方法により交付します。
2. 前項のほか、当行は、お客さまが当行所定の方法により事前交付書面の郵送を要請し

た場合には当該要請を受け付けた時点における事前交付書面を当該お客さまに送付します。

3. 前項に基づき送付した事前交付書面がお客さまに届かなかったことが確認された場合、および前項または当行所定の外貨定期預金規約第9条第1項に基づきお客さまが事前交付書面の郵送交付を要請した場合に、当該お客さまは、当行所定の手続が完了するまでの間、新規の外貨普通預金口座開設取引または同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）への振替取引を行うことができないものとします。

第11条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、また、第三者に利用させることはできません。

第12条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するため質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の

承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第13条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の各号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

- (1) 差押命令等の効力が及ぶ金額に満つるまでの当該預金（以下、「差押預金」という）を、当行所定の時期において、円貨に換えて行うものとします。
- (2) 前号に基づいて、円貨に換える場合の外国為替相場は、当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
- (3) 差押預金の利息は、円貨に換えた後は普通預金規約第 6 条に準じて取扱うものとします。

第14条 準拠法

この規約の解釈は日本法によって行われるものとします。また、この預金の取引は、この規約のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。

第15条 規約の準用

1. この預金に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第16条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2023 年 11 月 17 日現在】